

本人確認

■ 目的

本人確認は、他人になりすまして不正を働くことを未然に防止する目的として、対応をするものです。しかし、税の分野に関しては基本的にこちらが支払いをする立場ですから、なりすましを行ったところであまり意味が無い、すなわち、本人確認を行う必要は無いだろう、とお考えになる方も多いのではないのでしょうか。

実は、税の分野で本人確認を行うことの意義はもっと別のところにあります。それは、入力ミスによるトラブルを未然に防止することです。

「利用者識別番号」が導入された時のことを思い出してみてください。誤って他人の「利用者識別番号」を入力してしまい、申告が終わってほっとしている最中、所轄税務署からの電話にヒヤリとした経験をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

マイナンバーも同様です。マイナンバーの入力ミスがマイナンバーの漏えいを引き起こし、顧問先をはじめとする関係各所からの信用を失墜させてしまう可能性があるのです。

顧問先の協力を要するためやや負担のかかる作業ではあるものの、初回にしっかりと行っておけば、その後は証跡を元にした簡単な変更確認だけで済むこととなります。後々の運用をスムーズにするためにも、初回に確実に実施するようにしましょう。

本人確認では、以下の2点の要件を満たす対応をする必要があります。

- 「身元確認」：提示された番号の持ち主であることを確認する
- 「番号確認」：提示された番号が正しいことを確認する

求められる要件と手法

1 「身元確認」：提示された番号の持ち主であることを確認する

本質的には、身元確認は対面での確認が必要ですが、マイナンバー法では証跡を確認することで可能とされています。

具体的な証跡（確認）対象は、運転免許証やパスポート等の顔写真付きの身分証明書ですが、「個人番号カード（表面）」も顔写真付きの身分証明書として利用可能です。加えて、これらの確認が困難な場合について、2種類以上の書類（例えば健康保険証と年金手帳など）の提示でも可能とされています。

なお、「身元確認」については、雇用関係にある場合や以前にも取引があって、過去に確認が出来ている場合は身元確認できていますので、改めての「身元確認」は不要です。その場合は「番号確認」のみを行えばいいということになります。

2 「番号確認」：提示された番号が正しいことを確認する

マイナンバーは本人ですら識別しにくい12ケタの番号ですので、公式な書類等に記載された番号の確認が必須条件となります。

具体的な確認対象は、「通知カード」、「個人番号カード（裏面）」、「住民票（番号が記載されているもの）」となります。

確認すべき証跡例（本人）

①「身元確認」	②「番号確認」
個人番号カード（表面）	個人番号カード（裏面）
運転免許証、パスポート等（顔写真付き）	通知カード
2種類以上の身元証明書類の組合せ（顔写真無し）	住民票（番号記載）

ここに記載している証跡のパターンはあくまで一例であり、上記の確認方法をとることが難しい場合には、他の方法を選択することも可能です。特に国税分野においては国税庁が個別に措置を定めており、より取り組みやすいと感じられる方法で本人確認を実施できる可能性がありますので、必要に応じて内容を確認すると良いでしょう。

参考：国税庁「番号法に基づく本人確認方法【事業者向け】」P.9～

代理人が介在する場合

番号収集する場合、本人直接からではなく代理人からマイナンバーの提供を受ける場合があります。その場合に必要となるものは次の通りです。

- ① 代理権の確認書類：委任状等
- ② 代理人の身元確認書類：写真付きの身元証明書等
- ③ 本人の番号確認書類：本人の個人番号カードや通知カード等

上記を踏まえて、確認すべき証跡例（代理人）は次の通りとなります。

①代理権の確認	②代理人の「身元確認」	③本人の「番号確認」
委任状	代理人の身分証明書類	※本人の場合と同じ

①代理権の確認	②代理人の「身元確認」	③本人の「番号確認」
(税理士の場合) 税務代理権限証書	(税理士の場合) 税理士証票	※本人の場合と同じ

代理人から番号を収集する場合は、本人から取得する場合とは確認するものが異なることを踏まえて、事前にチェックリスト等で確認すべき書類を明らかにしておく、間違いなく対応することが可能です。

委託時の本人確認

個人番号関係事務の委託を行う場合、例えば税理士が申告書等の作成のために、事業会社から本人確認済みのマイナンバーを含んだ特定個人情報の提供を受ける場合は、既に個人からの番号取得時に本人確認済みですので、委託を受けた税理士での改めての本人確認は不要です。なお、番号収集までを委託の範囲とする場合は、事業会社になり代わることとなりますので、本人確認を行う必要があります。

これと類似の事例として、従業員が扶養親族のマイナンバーを集めて事業会社に提供する場合、従業員自身が個人番号関係事務実施者となって本人確認を行い、それを事業会社に提供することとなりますので、事業会社では改めて扶養親族の本人確認を行う必要はありません。(従業員本人の本人確認は必要です。)

注意すべき事項（国民年金の第3号被保険者）

扶養控除等申告書をはじめとする一般的な手続きは、従業者が事業者に提出するものであるため、従業者が扶養親族のマイナンバーの本人確認を行います。しかし、第3号被保険者の届出については、当該扶養親族が事業者に対して提出するものであるため、事業者が扶養親族の本人確認を行う必要があるという点に注意してください。

ただし、事業者が扶養親族の本人確認をするというのは現実的ではないため、実際には従業者が扶養親族の「代理人」として事業者にマイナンバーを提出することとなるでしょう。その場合、事業者は代理人からマイナンバーの提供を受ける際のルールに則って本人確認を行う必要がありますので、その手順をあらかじめ確認しておくことをおすすめします。なお、従業者が扶養親族の代理人となる方法以外に、扶養親族からマイナンバーの提供を受け、本人確認を行う事務を事業者が従業者に委託するという方法も考えられますので、協議の上方法を決定してください。